

第5章 ゼロごみ

第1節 苫小牧市のごみ・リサイクル

1 基本理念

『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を基本理念とし、市民・事業者・市の三者が協働し、ごみの減量やリサイクルの推進を目指し事業を実施しています。

2 ごみ収集の体制と施設

家庭から出るごみを分別収集し、1 年間に 32,671 t（令和 5（2023）年度実績）のごみを処理しています。

（1）収集体制

市内ごみステーション 9,488 か所（令和 6（2024）年 3 月 31 日現在）から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「缶・びん・ペットボトル・紙パック」「紙類」を収集しています。平成 28（2016）年 7 月からは、ふくしのまちづくりの一環として、高齢者や障がい者の負担軽減などを目的として、市内の一部区域で戸別収集を開始しています。

また「せん定枝」「大型ごみ」は、電話申込みにより戸別収集しています。

（2）ふれあい収集

平成 21（2009）年度から「ふれあい収集」を開始し、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、ごみを出すことが困難な方を対象に支援を行っています。なお、収集する際には安否確認の声掛けを行うなど、ふくし的な観点も備えた事業であります。

	R1	R2	R3	R4	R5
総世帯	687	703	738	771	788
開始世帯	167	173	207	221	214
終了世帯	134	157	172	188	197

（3）ごみ処理施設

沼ノ端クリーンセンター

焼却能力 105 t/日の焼却炉 2 基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。

また、処理能力 75 t/5h の破碎施設により、「燃やせないごみ」や「大型ごみ」を小さく粉砕し、再利用できる金属などは分別しています。

敷地内の埋立処分場（容量 89,500m³）では、沼ノ端クリーンセンターの焼却炉から排出される焼却灰などの埋立処理を行っています。

3 市が収集するごみ＜家庭から出されるごみ＞

料金	ごみの種類	ごみの内容など
有料	燃やせるごみ	台所のごみ、草・木類、布・革製品など（※指定ごみ袋を利用）
	燃やせないごみ	刃物、ガラス、金属類、石類、食器など（※指定ごみ袋を利用）
無料	有害ごみ	スプレー缶、卓上カセットボンベ、ライター、水銀式体温計、乾電池など
	おむつ類	紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、おしり拭き、介護用清浄綿、ストーマ用装具など（ペット用を除く）
	缶	アルミ缶、スチール缶
	びん	ガラスびん
	ペットボトル	ペットボトル（キャップおよびラベルは外してプラスチックとして排出）
	紙パック	紙パック
	プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル、ラベル、ネット、発泡スチロールなどのプラスチック（汚れを落としているものに限る）
	紙類	紙箱、紙芯、はがき、封筒、紙袋、包装紙、プリント用紙、紙製容器など
有料	大型ごみ	家具、寝具、自転車など（※電話申込のうえ、戸別収集）
無料	せん定枝	家庭の庭木をせん定した枝（※電話申込のうえ、戸別収集）

4 市が収集しないごみ

ごみの種類	処分の方法
事業活動に伴って出されるごみ	自己搬入か市の許可業者に依頼
オートバイ・ピアノ・耐火金庫・バッテリー・消火器・薬品類・ガスボンベ・ガソリン・廃油・危険物(多量のマッチ・花火など)・太陽光パネル	取扱店などに依頼
スプリング入りマットレスおよびソファ	市の許可業者に依頼
車のタイヤ	市の許可業者または販売店に依頼
家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)	市の許可業者または販売店に依頼
家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイ(ブラウン管モニター)	メーカーまたはパソコン3R推進協会に依頼※

※ 家庭系廃パソコンのうち、パソコン本体、ノートパソコンは、市内の公共施設に設置している「使用済み小型電子機器回収専用ボックス」でも回収しています。

5 ごみの量(令和5(2023)年度)

家庭ごみ

燃やせるごみ	22,917t(70.1%)
プラスチック	2,766t(8.5%)
びん、ペットボトル 缶、紙パック	2,231t(6.8%)
紙 類	1,585t(4.9%)
燃やせないごみ	1,683t(5.2%)
大 型 ご み	1,422t(4.4%)
せ ん 定 枝	67t(0.2%)
計	32,671t

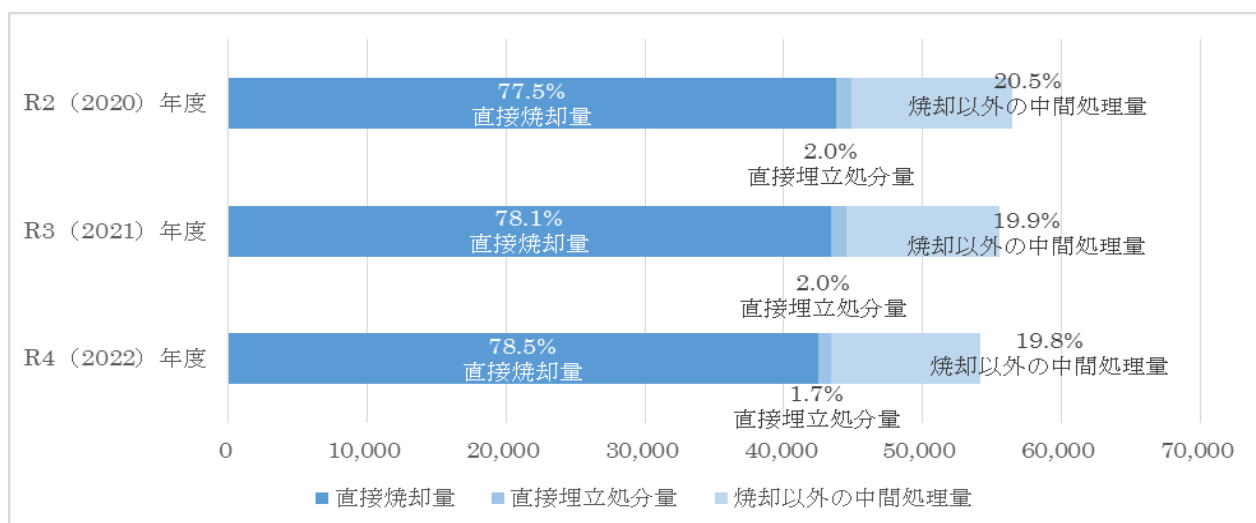
事業系ごみ

燃やせるごみ	18,749t(92.7%)
燃やせないごみ	1,034t(5.1%)
資 源 物 な ど	437t(2.2%)
計	20,220t

※端数処理の関係から、合計値および割合が一致しない部分があります。

市民 1 人が 1 日に出す家庭ごみ

537g



■ 3か年のごみ処理量 (一般廃棄物のみ)

年度	直接焼却量	直接埋立処分量	焼却以外の中間処理量	計
R3(2021)	43,391t	1,122t	11,052t	55,565t
R4(2022)	42,524t	913t	10,739t	54,176t
R5(2023)	41,666t	910t	10,315t	52,891t

※端数処理の関係から、合計値および割合が一致しない部分があります。

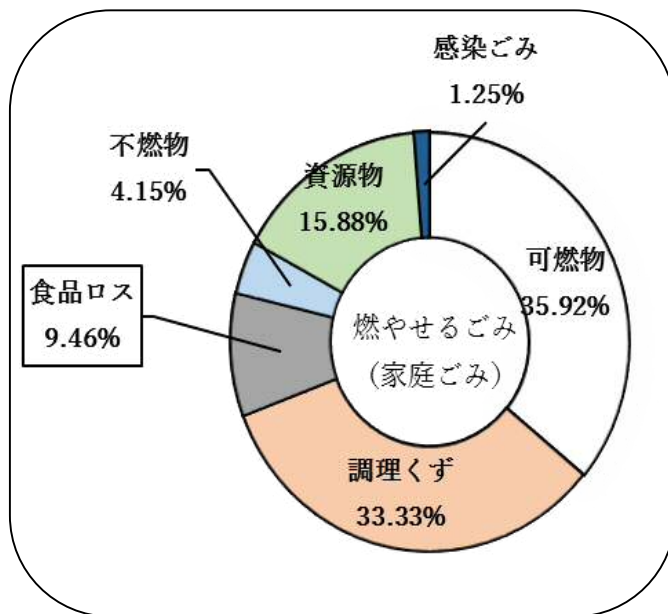
6 減免等支援事業

自然災害や火災などに伴い発生する罹災ごみは、手数料または費用の全部または一部を免除することができます。また、環境美化活動で集められたごみについては、ボランティア清掃用ごみ袋を無償で配布しています。さらに、おむつ類を利用される方の負担軽減を目的として、平成 30 年 10 月からおむつ類の無料収集を開始しています。

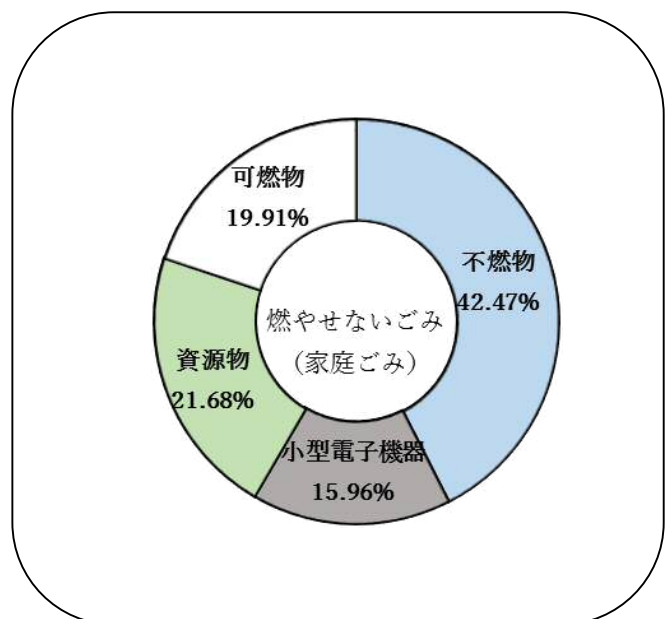
7 ごみの内訳

令和 5（2023）年度に実施したごみの組成割合は次のとおりとなっています。

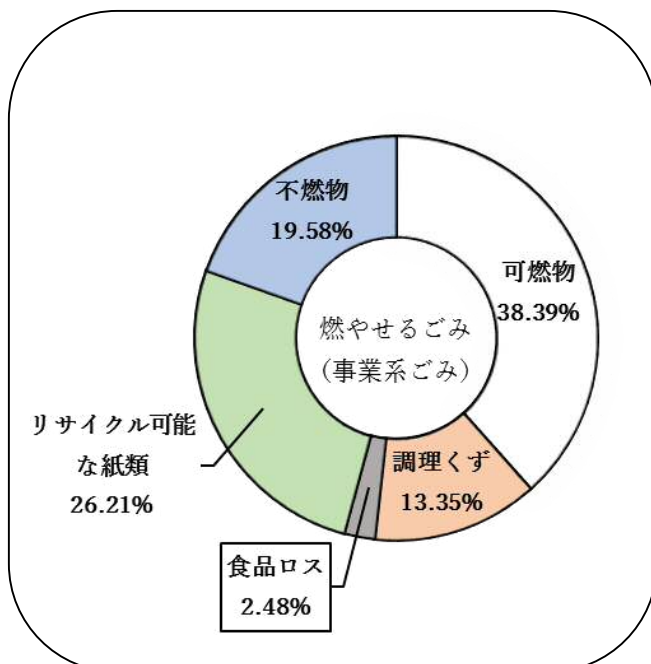
（１）燃やせるごみ（家庭ごみ）



（２）燃やせないごみ



（３）燃やせるごみ（事業系ごみ）



8 春・秋の大掃除および「ゼロごみの日」

環境美化および清掃意識の高揚を図ることを目的として、昭和 62（1987）年度から春・秋の大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定めています。平成 24（2012）年度からは「ゼロごみの日」と改称し、町内会、企業、学校などが自主的・自発的に参加し、まちぐるみで一斉に付近の道路・公園・空き地などの清掃活動を行っています。

■参加者数（令和 5（2023）年度）

実施時期	参加人数	ごみの量
春(4 月 23 日)	8,354 人	13,9t
秋(10 月 15 日)	13,266 人	13,4t

9 ごみの広域処理

北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき平成 13（2001）年 7 月から安平・厚真行政事務組合（安平町・厚真町）のごみを受け入れ、処理しています。

10 その他

（1）ダイオキシン類対策

各焼却施設のダイオキシン類の測定結果は下記のとおりとなっています。

■焼却炉排ガス中のダイオキシン類の測定結果および焼却量（令和 5（2023）年度）

施設名	測定年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	法規制基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	焼却量
沼ノ端クリーンセンター 1 号炉	R5(2023)5.26	0.026	1 以下	100.72t
	R6(2024)1.19	0.005		104.32t
沼ノ端クリーンセンター 2 号炉	R5(2023)7.21	0.00069		104.50t
	R6.(2024).2.22	0.0000057		95.16t

(2) ごみ有料化

平成 14 (2002) 年 1 月から大型ごみの有料化を実施し、平成 25 (2013) 年 7 月には料金の改定を行いました。また、同月から燃やせるごみと燃やせないごみの家庭ごみ有料化に伴い、5、10、20、30、40 リットルの 5 種類の有料指定ごみ袋を販売しています。

大型ごみ	処理料金は大きさに応じて 1m 以下のものが 300 円、1m を超え 2m 以下のものが 600 円の 2 段階 ※処理手数料シールは、1 枚 300 円で販売し、600 円の品目には 2 枚使用
燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋容量 1 リットルにつき 2 円

(3) 事業系ごみの自己搬入

1 日平均 30 リットル未満の事業系一般廃棄物は、市が無料で収集運搬していましたが、平成 12 (2000) 年 7 月 1 日から全ての事業系一般廃棄物を許可業者収集または自己搬入として事業者の責任を明確にしたほか、全て有料としました。

(※市が徴収する処理料金は、10kg につき 140 円。)

(4) 排出マナーの徹底

収集車で「053の歌」を放送するなど排出マナーについて常時 P R しています。併せて、クリーンとまこまいの全戸配布や広報とまこまい、ごみ収集カレンダー、出前講座、オリジナルキャラクターの「環境戦隊^{ゼロごみ}053ファイブ」などによる取り組みを実施しています。

※ 環境戦隊^{ゼロごみ}053ファイブとは、本市のオリジナルヒーローであり、子ども達への環境教育の一環として、ごみの減量とリサイクルに加え、ばい捨て禁止など環境美化に対する意識を醸成することを目的に活動しています。保育園や幼稚園などで出前講座を行うほか、市内のイベント会場などにおいて意識啓発に努めています。



（５）苫小牧市ぽい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とＰＲ

平成 10（1998）年 10 月に条例を施行し、市内全域において空き缶、吸殻などのぽい捨てを禁止しています。

また、平成 28（2016）年 4 月 1 日付で、土地所有者の責務の追加や、違反した者に対する指導・勧告および命令ができることとするなど、条例を一部改正しました。

なお、この条例の施行に伴い、5 月 30 日を「ごみゼロの日」とし、イベントの開催や新たなぽい捨て防止看板の設置を行い、ぽい捨て防止の促進と啓発活動に努めています。

1 1 資源リサイクルに関する各種施策

ごみとして捨てるものの中にはまだまだ使用できるものや、資源として回収できるものがたくさん含まれており、本市では、プラスチックや紙類を分別収集するなど、さまざまな施策を行っています。

また、町内会などの団体において、資源回収などの活動が積極的に行われており、その活動がより効率的かつ全市的に広がるよう以下の取り組みを行っています。

（１）集団回収活動

本市では、ごみの減量、リサイクルの推進を目的として、町内会・学校ＰＴＡ・同好会などの市民団体が地域住民と協力して、資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す集団回収活動を推進しています。

この集団回収活動の推進のため、平成 20（2008）年度から資源回収団体奨励金交付制度を実施し、集められた新聞、雑誌、ダンボールなどの対象品目は、苫小牧資源リサイクル協同組合加盟業者が回収後、その回収量に応じて 1 kg あたり 3 円の奨励金を交付しています。

■ 資源回収団体奨励金助成実績（令和 5（2023）年度）

助成団体数	交付金額	資源回収量
197 団体	10,522,224 円	3,507t

(2) リサイクルハウス設置事業助成制度

市では、町内会などの団体が集団回収活動を行うに当たって、資源物を一時保管するための「リサイクルハウス」を設置することに対して、助成を行っています。

■リサイクルハウス設置事業助成実績

	令和5（2023）年度	累計
助成件数	0 件	51 件
交付金額	0 円	9,446,000 円

(3) 生ごみの減量・堆肥化

①生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト・密閉式容器）および電動生ごみ処理機購入者に対して助成を行っています。

■生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入助成実績（令和6（2024）年3月31日現在）

種 類	助成個数		備 考
	令和5 （2023）年度	累 計	
生ごみ堆肥化容器	29 個	9,894 個	コンポスト 24 個、密閉式容器 5 個
電動生ごみ処理機	22 台	549 台	

②電動生ごみ処理機貸出事業

電動生ごみ処理機を貸し出し、その効果を実感してもらうことで処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理（堆肥化）による減量を推進する事業を平成 24（2012）年度から実施しています（貸出期間は最大 1 カ月で、処理機 5 台を申込順に無料貸出）。

③苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭および事業者から発生する調理くず、食べ残しなどの生ごみを微生物などにより分解し、生ごみの減量化を推進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を平成 30（2018）年 6 月から開始しました。

■ 苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成実績（令和6（2024）年3月31日現在）

種 類	助成個数	
	令和5（2023）年度	累 計
キ エ ー ロ	4 個	40 個
トラッシュファミリー	5 個	160 個



生ごみ堆肥化容器（コンポスト）



電動生ごみ処理機



キエーロ



トラッシュファミリー

(4) 拠点回収による減量化の取り組み

ごみの減量と資源の有効利用促進を図るため、市内公共施設やスーパーなどに回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施しています。

■ 拠点回収リサイクル品目と資源化量実績 (令和5(2023)年度)

回収品目	解 説	資源化量
古着・古布	家庭から排出される古着・古布について、平成 21(2009)年度から拠点回収を行い、ウエス(工業用ぞうきん)にリサイクルする事業を実施しています。	32.70t
廃食油	家庭から排出される廃食油について、平成 19(2007)年 11 月から拠点回収を行い、車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施しています。	17.92 t
古紙類	集団回収などに出せなかった、もしくは家庭内に保管場所がない主要古紙(新聞・雑誌・ダンボール)について、平成 23(2011)年 10 月から公共施設に回収拠点(リサイクルボックス)を設置して、リサイクルする事業を実施しています。	131,35 t
使用済み 小型電子機器	家庭から排出される使用済み小型電子機器やその付属品について、平成 24(2012)年 4 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	28.25 t
使用済み 蛍光管	家庭から排出される使用済み蛍光管について、平成 25(2013)年 7 月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	6.52 t

(5) レジ袋削減に関する協定締結

平成 20(2008)年 5 月に事業者と苫小牧消費者協会、苫小牧市の三者による協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいます。

■ レジ袋削減協定締結数 (令和6(2024)年3月31日現在)

協定締結数
6事業者(25店舗)

(6) エコストア認定制度

市民・店舗・市の三者が一体となり、ごみの減量と循環型社会の構築を目指して、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売など環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して苫小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施しています。

■エコストア認定店舗数（令和6（2024）年3月31日現在）

認定店舗数
62 店舗

(7) ペットボトルのキャップ回収

資源の有効利用と子どもたちに社会福祉貢献へ関心を持ってもらうことを目的に、平成 19（2007）年 8 月から市内小中学校などを通じてペットボトルのキャップ回収をはじめました。集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいる N P O 法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。

■ペットボトルキャップ回収量および寄付額（令和5（2023）年度）

キャップ回収量	寄付額
2,997kg	33,192 円

(8) 使用済み割り箸リサイクル

平成 19（2007）年 6 月から使用済み割り箸の回収をはじめました。市役所内から排出される割り箸などを製紙会社へ搬送し、資源として再利用しています。

■使用済み割り箸回収量（令和5（2023）年度）

回収量
21kg

(9) ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報とまこまいや出前講座などを通して、ごみの減量・リサイクルの啓発に努めるとともに、小・中学生副読本を作成し、次世代市民への環境教育を行っています。

■ごみの減量・リサイクルに対する啓発（令和5（2023）年度）

実施内容	実績(実施回数・配布数など)
出前講座の開催	21 回
小学生副読本の配布	1,556 部
中学生副読本の配布	1,520 部

(10) J F E リサイクルプラザ苫小牧の市民開放

平成 11（1999）年 4 月にオープンした「J F E リサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具・自転車などを修理・販売するとともに、紙すきをはじめ各種体験講座、リサイクルのイベントなどの実施、令和 5（2023）1 月から洋服などのリユース（交換）「ばくりっこ」の開設をし、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■ J F E リサイクルプラザ苫小牧来館者数（令和 5（2023）年度）

来館者数
21,499 人

1 2 し尿処理

(1) し尿処理

本市のし尿収集は、昭和 43 年 6 月から民間事業者（2 業者）へ業務委託しており、そのため、し尿を収集する際は、事前に委託業者への申込みが必要となります。

また、手数料については、下水道処理区域内（下水道管が敷設されていて、トイレの水洗化が可能な地区）は 50 ℓ につき 322 円、下水道処理区域外（トイレの水洗化が不可能な地区）は 50 ℓ につき 244 円であり、汲取量の確認後、「し尿処理券」の半券と引き替えに現金での支払いとなります。

(2) 浄化槽汚泥等処理

浄化槽の清掃および浄化槽汚泥の汲取は、本市が許可した浄化槽清掃業者（3 業者）が行っており、手数料は 50 ℓ につき 170 円となっています。

(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、一定の条件を満たす方を対象に、設置費用の一部を補助しています。なお、補助金交付額については、5 人槽の場合は 900,000 円、7 人槽の場合は 1,100,000 円、10 人槽の場合は 1,500,000 円となります。

また、補助金を受けられる方で、設置費用を負担することが困難な方のために、最大 60 万円まで無利子で設置費用を貸付可能とする制度を設けています。

(4) 月別収集実績

①月別収集実績

(単位：kℓ)

月	下水道処理区域内			下水道処理区域外			合 計		
	処理券	後納	計	処理券	後納	計	処理券	後納	計
4	19,8	0,0	19,8	837,2	60,3	897,5	857,0	60,3	917,3
5	19,0	0,0	19,0	816,6	72,0	888,6	835,6	72,0	907,6
6	14,4	0,0	14,4	924,0	118,9	1,042,9	938,4	118,9	1,057,3
7	14,6	0,0	14,6	910,5	50,5	961,0	925,1	50,5	975,6
8	15,4	0,0	15,4	958,5	114,2	1,072,7	973,9	114,2	1,088,1
9	12,9	0,0	12,9	935,5	56,8	992,3	948,4	56,8	1,005,2
10	11,3	0,0	11,3	905,5	127,7	1,033,2	916,8	127,7	1,044,5
11	16,5	0,0	16,5	876,5	63,4	939,9	893,0	63,4	956,4
12	14,0	0,0	14,0	924,5	51,5	976,0	938,5	51,5	990,0
1	11,5	0,0	11,5	645,0	50,2	695,2	656,5	50,2	706,7
2	13,7	0,0	13,7	730,0	53,6	783,6	743,7	53,6	797,3
3	10,9	0,0	10,9	765,3	47,2	812,5	776,2	47,2	823,4
計	174,0	0,0	174,0	10,229,1	866,3	11,095,4	10,403,1	866,3	11,269,4

②年度別収集実績

	人口 (人)	汲取人口 ※1 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	し尿処理量 (kℓ)		浄化槽汚泥 処理量 (kℓ)	雑排水 処理量 (kℓ)
					うち家 庭系 (kℓ)		
R1	170,555	372	1,334	13,135	644	3,369	359
R2	169,808	349	1,224	11,759	728	3,683	376
R3	168,993	569	1,001	10,706	714	3,768	471
R4	167,503	317	489	11,172	715	3,639	491
R5	166,095	253	675	11,269	691	3,913	494

※1 汲取人口は、行政区域人口 - 水洗化区域人口 - 浄化槽処理人口で算出

※2 R4年度からは実際の浄化槽人口を記載（R3年度までは人槽をもとに算出）

③浄化槽設置整備事業補助金交付制度による年度別浄化槽設置件数

	設置件数	貸付金利用	備考
R1	0 件	0 件	
R2	0 件	0 件	
R3	0 件	0 件	
R4	0 件	0 件	
R5	1 件	0 件	5 人槽

(5) 決算および原価計算

①令和5年度 清掃関係事業決算

(単位：千円)

歳入科目（充当事業別）	金額	歳出科目	金額
清掃総務費	1,819	清掃総務費	15,381
清掃費使用料	156	廃棄物減量等推進審議会委員経費	314
広告料収入	330	清掃庁舎管理運営経費	8,352
雑入	1,333	リサイクルプラザ管理運営経費	4,580
		ゼロカーボン×ゼロごみ大作戦！事業費	2,135
塵芥処理費	335,171	塵芥処理費	1,204,778
清掃費負担金	10,674	塵芥処理事業経費	776,068
清掃費使用料	5	清掃車両運行経費	11,977
清掃費手数料	239,054	資源物中間処理事業費	212,698
資源回収物売払収入	59,641	資源リサイクル運動推進事業費	203,173
広告料収入	463	清掃統計処理システム事業費	862
日本容器包装リサイクル協会拠出金	25,277		
清掃総務費寄付金	0		
雑入	57		
清掃施設費	541,863	清掃施設費	816,596
清掃費負担金	30,055	沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	474,564
清掃費手数料	223,638	埋立処分場管理運営経費	29,142
廃棄物処理施設整備基金運用利子	51	清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,805
資源回収物売払収入	28,232	廃棄物処理施設整備基金積立金	100,051
余剰電力売電収入	102,387	沼ノ端クリーンセンター整備事業費	210,034
清掃処理施設整備事業債	157,500		
し尿処理費	70,856	し尿処理費	126,611
清掃費手数料	70,727	し尿処理経費	122,143
清掃費交付金	129	西町し尿処理施設改修事業費	3,568
浄化槽設置整備事業資金貸付金償還金	0	合併処理浄化槽設置整備事業費	900
職員費	156,112		
清掃費手数料	156,112		
小計	1,105,821	小計	2,163,366
一般財源	1,736,847	職員費	319,302
合計	2,842,668	合計	2,482,668

②令和5年度 家庭ごみ有料化に伴う収入使途

① 資源化を維持するための経費	113,150 千円
紙類の資源化	
せん定枝の資源化	
蛍光管の資源化	
プラスチック類の資源化	
② 有料化を実施するための経費	106,666 千円
指定ごみ袋製造業務	
指定ごみ袋等販売委託	
指定ごみ袋等流通管理委託	
指定ごみ袋等流通管理システム	
大型ごみ処理手数料経費	
ボランティア袋経費	
③ ごみ処理施設などの管理運営費	70,000 千円
廃棄物処理施設整備基金積立金	
④ 家庭におけるごみの発生・排出抑制や資源化のための経費	11,499 千円
集団回収促進事業	
リサイクルハウス設置助成事業	
生ごみ減量啓発事業	
合計	301,315 千円

家庭におけるごみの発生・排出

抑制や資源化のための経費

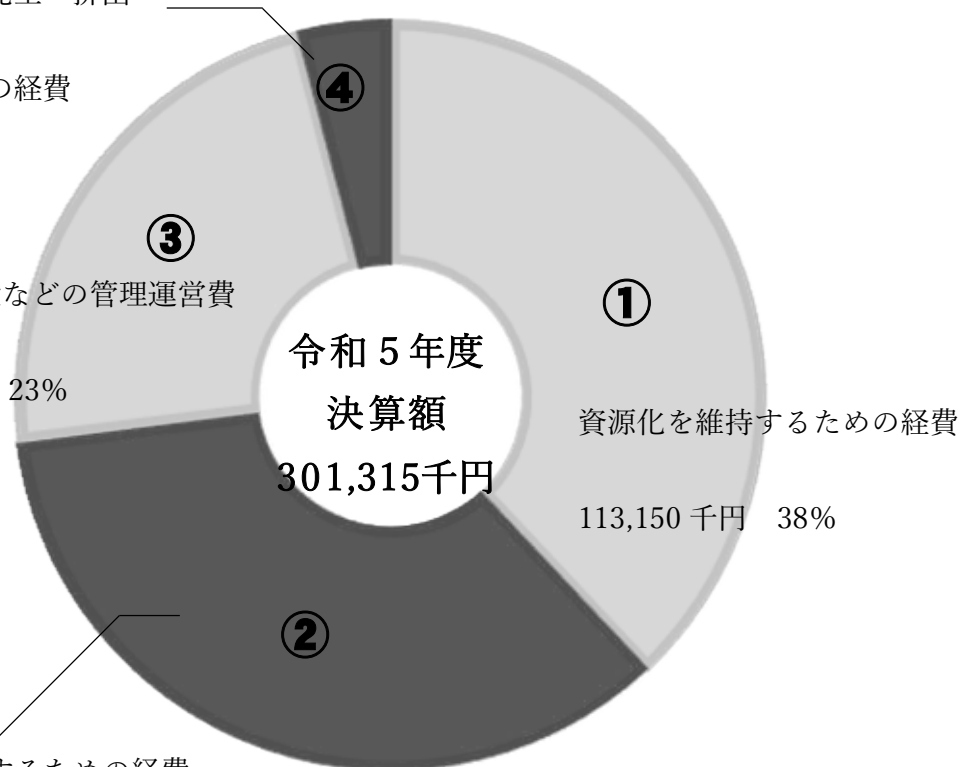
11,499 千円 4%

ごみ処理施設などの管理運営費

70,000 千円 23%

有料化を実施するための経費

106,666 千円 35%



③令和5年度 清掃事業部門別原価計算

			ごみ処理関係部門				リサイクル プラザ	し尿処理関係部門		指導 部門	管理 部門
			収 集	焼 却	資源化	埋 立		収集	処理		
人 件 費 経 費 減 価 償 却 費 起償償還利子 部門別直接原価 (A)	千円	直営	68,345	42,133	6,127	6,160	13,455		8,793	95,442	78,846
	千円	直営	89,822	152,828		11,954	874		60,850	44,600	17,653
	費	委託	838,246	524,920	212,698	17,188	3,269	62,235			18,869
	千円	直営	4,338	248,693	1,918	42,395	8,912		6,080		4,213
	千円	直営		4,681		1,054				1,676	
	千円	直営	162,505	448,334	8,045	61,564	23,241		75,723	141,719	100,712
		委託	838,246	524,920	212,698	17,188	3,269	62,235			18,869
			計	1,000,751	973,254	220,743	78,751	26,510	62,235	75,723	119,582
処 理 量 (B)	※tkℓ	直営	174	47,351		2,447			15,676		
		委託	30,291		2,494			11,269			
		計	30,466	47,351	2,494	2,447		11,269	15,676		
単 位 当 り 部 門 別 直 接 原 価 (A/B)	円	直営	931,314						4,831		
		委託	27,673					5,523			
		計	32,848	20,554	88,498	32,181		5,523	4,831		
部 門 別 総 原 価 (D=A+C)	千円	直営	367,819	456,328	20,977	66,919	45,144		83,525		
		委託	838,246	524,920	212,698	17,188	3,269	62,235			
		計	1,206,065	981,248	233,675	84,106	48,413	62,235	83,525		
単 位 当 たり 部 門 別 原 価 (D/B)	円	直営	2,107,966						5,328		
		委託	27,673					5,523			
		計	39,588	20,723	93,682	34,369		5,523	5,328		

※ 処理量については、ごみ処理関係部門の単位を t、し尿処理関係部門を k ℓ とする

④原価計算年度別推移

			処理量（t）			部門別総原価（千円）			単位当たり
			直営	委託	計	直営	委託	計	部門別原価(円)
	収集	R1	184	32,274	32,459	314,461	648,737	963,198	29,675
		R2	188	32,953	33,141	327,563	708,481	1,036,044	31,261
		R3	147	32,447	32,594	337,732	741,718	1,079,450	33,118
		R4	164	31,410	31,574	347,248	801,698	1,148,946	36,389
		R5	174	30,291	30,466	367,819	838,246	1,206,065	39,588
	焼却	R1	49,398		49,398	430,867	387,721	818,588	16,571
		R2	50,813		50,813	428,887	578,637	1,007,524	19,828
		R3	49,438		49,438	440,667	489,406	930,073	18,813
		R4	48,253		48,253	453,947	506,114	960,061	19,897
		R5	47,351		47,351	456,328	524,920	981,248	20,723
	資源化	R1		2,648	2,648	21,887	207,791	229,678	86,727
		R2		2,704	2,704	22,854	214,361	237,215	87,741
		R3		2,630	2,630	20,873	211,995	232,867	88,537
		R4		2,569	2,569	21,027	211,536	232,563	90,537
		R5		2,494	2,494	20,977	212,698	233,675	93,682
	埋立	R1	2,774		2,774	69,058	6,575	75,633	27,262
		R2	2,867		2,867	68,051	7,398	75,449	26,314
		R3	2,750		2,750	67,232	4,835	72,067	26,204
		R4	2,435		1,981	67,074	17,191	84,265	34,610
		R5	2,447		2,447	66,919	17,188	84,106	34,369
			処理量（kℓ）			部門別総原価（千円）			単位当たり
			直営	委託	計	直営	委託	計	部門別原価(円)
し尿処理関係部門	収集	R1		13,135	13,135		71,594	71,594	5,451
		R2		11,759	11,759		64,947	64,947	5,523
		R3		10,706	10,706		59,071	59,071	5,518
		R4		11,172	11,172		61,539	61,539	5,508
		R5		11,269	11,269		62,235	62,235	5,523
	処理	R1	16,863		16,863	82,031		82,031	4,864
		R2	15,818		15,818	85,431		85,431	5,401
		R3	14,945		14,945	78,893		78,893	5,279
		R4	15,303		15,303	81,395		81,395	5,319
		R5	15,676		15,676	83,525		83,525	5,328

第2節 一般廃棄物処理実施計画

(資料1)

苫小牧市告示第 103 号

令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月31日

苫小牧市長 岩倉博文

記

第1章 一般廃棄物の発生量および処理量の見込み

1 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 処理区域 苫小牧市全域

(収集対象人口：168,055人(令和5年2月末現在))

3 処理計画量

(1) ごみ処理量 計 54,997 t

計 画 収 集	家 庭 系	燃 や せ る ご み	22,331 t
		燃 や せ な い ご み	1,373 t
		資 源 物	7,504 t
		大 型 ご み	285 t
		計	31,766 t
自 己 搬 入	家 庭 ・ 事 業 系	燃 や せ る ご み	20,343 t
		燃 や せ な い ご み	1,563 t
		資 源 物	124 t
		大 型 ご み	1,201 t
		計	23,231 t

(2) し尿処理量 計 12,986 kℓ

(3) 生活排水の適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は99%以上で推移しているが、地域の環境保全および公衆衛生の向上を図るため、今後とも合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

(浄化槽汚泥などの処理量)

浄 化 槽 汚 泥	3,287 kℓ
雑 排 水	349 kℓ
計	3,636 kℓ

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 法第7条第1項に基づき、再生利用を目的とするものに限り受け入れるものとする。なお、その種類および処理量の見込みは以下のとおり。

プ ラ ス チ ッ ク	5 t
そ の 他 (紙 く す 、 木 く す な ど)	1, 204 t
計	1, 209 t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合（構成町：安平町、厚真町）からの受け入れを行う。

燃 や せ る ご み	1, 946 t
燃 や せ な い ご み	105 t
資 源 物	570 t
計	2, 621 t

※処理計画量の見込みは、広域処理負担額計画書による

(3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第17号）第17条に規定する指定取引場所として、本市に設置されるものは以下のとおり。

ロジスティード北日本株式会社 苫小牧物流センター	苫小牧市新開町3丁目7番1号
株式会社鈴木商会 道南支店苫小牧事業所	苫小牧市晴海町17番地の3

5 関係を有する他の市町村への搬出

法第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされているが、当市の区域内で発生する下記の廃棄物は、区域内に適正処理が可能な施設がないことから、当該廃棄物の処理施設を有する市町村への搬出を行う。

搬 出 先	種 別	搬 出 量
北見市	蛍光管	8 t
	乾電池（蓄電池を含む）	36 t
千歳市	小動物（鹿）の死体	5 t
平取町外2町衛生施設組合 （積み替え保管場所：日高町）	小動物（鹿）の死体	23 t

第2章 一般廃棄物の排出の抑制および減量化のための方策に関する事項

1 食品ロス削減運動事業

食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンターなどで消費期限が2カ月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施する。その他各種イベントにおいても、食品ロスの削減を呼びかける。

2 生ごみ堆肥化容器および電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）および生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付する。

3 生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭および事業者から発生する調理くず、食べ残しなどの生ごみを微生物などにより分解し、生ごみの減量化を促進すべく、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成事業を実施する。

4 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ類および紙パックを対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

5 リサイクルハウス設置助成事業制度

集団回収団体における、資源物の一時保管場所の確保および事業者が自主的に資源物を分別・保管し、リサイクルすることを促進するため、リサイクルハウス設置に係る助成制度を実施する。

6 事業系ごみの減量施策

事業系ごみの展開調査などを行い、必要に応じて減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみ分別・処理ガイドブックを活用し、事業者向けの出前講座や分別・処理説明会を開催し、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

7 拠点回収による資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、家庭用廃食油、古着・古布、古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）および使用済み小型電子機器を市内公共施設、スーパー（家庭用廃食油のみ）、家電量販店（蛍光管のみ）またはホームセンター（蛍光管のみ）などに回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施する。

8 J F Eリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

ごみの減量とリサイクルに関する情報提供やごみ処理施設の見学受け付け・案内などを行う。このほか、牛乳パックからの手すきはぎづくりなどの体験学習や大型ごみとして出された家具や自転車を修理して販売する。

9 ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

広報とまこまい、クリーンとまこまいなどによる紙上啓発、出前講座・説明会、事業者への分別・減量指導、清掃施設見学会などを通して積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

また、小学生環境教育副読本および中学生副読本を活用した次世代市民向け講座を実施し、若い世代に対する意識啓発を促進する。

さらには、ごみ分別アプリや SNS（Instagram・YouTube）などによる意識啓発を促進する。

10 エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売など、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗や事業者に対して、市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

11 ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取り組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

12 イベントごみ集積場機材貸出制度

町内会や自治会で実施するイベント会場において、ごみの散乱防止や正しい分別の促進を図るため、集積場機材の貸出しを行う。

13 資源物収集の継続実施と事業所における個人消費の取扱い

平成9年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、平成13年度から開始したペットボトルの資源物収集、平成22年度から開始したプラスチックならびに平成25年7月から開始した紙類およびせん定枝の資源回収を継続する。

また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチックおよび紙類については、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

種 別	主 な 再 生 方 法
缶	アルミ缶、スチール缶をアルミ、鉄の原料として再生利用
びん	ガラスびんの原料（カレット）などとして再生利用
ペットボトル	繊維製品、容器などの原料として再生利用
紙パック	トイレットペーパーなどの原料として再生利用
プラスチック	プラスチックの原料として再生利用
紙類	固形燃料として再生利用
せん定枝	木質ボードの原料または固形燃料などとして再生利用

14 その他

平成19年度から環境教育の一環として行っている「ペットボトルキャップ集め」を実施する。回収されたペットボトルキャップの売却益を社会福祉貢献のため、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へワクチン購入費として寄附する。

第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分

1 排出および処理の方法

種	類	排 出 方 法
一般家庭の日常生活から排出されるごみ※ ₁	燃やせるごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（週2回）（有料）
	有害ごみ	スプレー缶、携帯ボンベおよび電池（電子たばこなどの蓄電池内臓の製品を含む）と水銀体温計（水銀血圧計含む）を、それぞれ透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	おむつ類	透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	燃やせないごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（月1回）（有料）
	缶、びん、ペットボトル	透明な別袋に入れてステーションに排出（月2回）（無料）
	紙パック	ひもで縛ってステーションに排出（月2回）（無料）
	プラスチック類	プラスチック製容器包装およびプラスチック単体は、透明な袋に入れてステーションに排出（週1回）（無料）
	紙類	透明な袋に入れてステーションに排出（月2～3回）（無料）
	せん定枝	1メートル以下に切りそろえ、1メートル以内のひもなどで縛って、指定された場所へ排出（※ ₂ ）（無料）
	大型ごみ	大型ごみ処理手数料シールを貼って指定された場所へ排出（※ ₂ ）または自己搬入（有料）
事業活動に伴い排出される一般廃棄物	燃やせるごみ	排出者自らまたは許可業者により沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理（有料）
	資源物	排出者自らまたは許可業者により沼ノ端クリーンセンターまたは中間処理施設場へ搬入し再生利用（無料） ※事業所から排出される紙類、個人消費に伴う資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）など

※₁ 一部地域では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の戸別収集を実施。

※₁ ステーションへの排出は、収集当日の午前8時45分までとする。

※₂ 大型ごみ・せん定枝収集センターに事前に申込みの上、指示に従って排出すること。

2 搬入禁止物および処理不適物（適正処理困難指定物含む）

家電リサイクル法に定めるもの	
エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店などに相談または指定取引所に持ち込み、適正に処理すること。
資源有効利用促進法に定めるもの	
パソコン、パソコン用ディスプレイ、ノートパソコンなど	メーカーまたはパソコン3R推進協会に相談し、適正に処理すること。
フロン排出抑制法に定めるもの	
フロン類を使用する製品	第一種フロン類充填回収業者に相談し、適正に処理すること。

苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
有害性のあるもの (例) バッテリー、毒性のある薬品（硫酸、塩酸、農薬）、刺激性スプレー（熊撃退スプレー、催涙スプレー）など	販売店などに相談し、適正に処理すること。
感染性のあるもの (例) 医療機関などから排出される注射器、注射針、血液の付着したガーゼなど	
爆発性のあるもの (例) ガスボンベ、消火器など	
引火性のあるもの (例) ガソリン、灯油、廃油、火薬など	
引火性のあるもの (例) 塗料、シンナーなど	乾燥させるなどの措置を講じて、排出すること。
著しく悪臭を発するもの	脱臭などの措置を講じて、排出すること。
産業廃棄物	
市の廃棄物処理施設では、処理が困難なもの (例) 廃タイヤ、耐火金庫、太陽光パネル、最大の辺または径がおおむね 150cm を超えるものなど	
苫小牧市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
燃やせるごみのうち、最大の辺または径が 50cm を超えるもの。ただし、樹木の幹および枝については、径が 12cm 以下で、長さが 50cm を超えるもの。	破砕・切断などの措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、おおむね縦 2m、横 1m および高さ 60cm の容器に収納できない形状のもの。 ただし、金属くずについては、次に掲げる形状のもの。 (1) 管状のもので、径が 5cm、長さが 2m を超えるもの (2) 棒状のもので、径が 1cm、長さが 40cm を超えるもの (3) 板状のもので、厚さが 1.6mm、各辺の長さが 40cm を超えるもの	破砕・切断などの措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、既に破砕されたものまたは破砕することが困難なもの（破砕不適物）については、最大の辺または径がおおむね 150cm を超えるもの	最大の辺または径がおおむね 150cm を超えない破砕不適物は、廃棄物埋立処分場に搬入可能。
モーターまたはコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫または洗濯機	家電リサイクル法対象外の品目に限る。
スプリング入りマットレスおよびソファ	

第4章 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

施 設 名	所 在 地	受 入 時 間 と 休 業 日
沼ノ端クリーン センター	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休 業 日 日曜日と1月1日から1月2日
柏原埋立処分場	苫小牧市字柏原 13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休 業 日 火・木・土・日曜日と1月1日から1月2日 ※沼ノ端クリーンセンターで受け付けが必要
西町し尿・ 雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目 5番3号（西町下水 処理センター内）	受入時間 8:30～16:30 休 業 日 土曜日、日曜日、国民の祝日および国民の 休日、12月31日から1月3日
J F Eリサイクル プラザ苫小牧	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	開館時間 9:00～17:00 休 館 日 日曜日、国民の祝日および国民の休日、 12月29日から1月3日

(資料2)

令和6年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

【収集運搬業】

業 者 名	所 在 地	備 考
(株)とませい	苫小牧市新開町2丁目2番10号	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
ビケンビルサービス(株)	苫小牧市矢代町1丁目2番26号	
(有)協和清掃	苫小牧市明徳町2丁目10番4号	
山本浄化興業(株)	苫小牧市字勇払165番地の4	浄化槽清掃業許可
北海道リサイクルセンター(株)	苫小牧市新開町4丁目4番12号	
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	
(株)美備	苫小牧市泉町1丁目7番8号	
(有)エンジニアサービス	苫小牧市日吉町1丁目1番37号	

【処分業】

業 者 名	所 在 地	事業範囲
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	伐根・伐木・伐開物・廃 家電品・スプリング入り マットレス・紙くず・織 維くず・プラスチック・ 刈草・動物性残渣
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	動植物性残さ、廃ゴムタ イヤ・汚泥
(株)C&R	苫小牧市字静川5番地の4	すき取り物・伐採木・流 木・木くず
(株)三光産業 苫小牧営業所	苫小牧市字勇払145番地の142	廃ゴムタイヤ
(株)久保田組 S&K環境ワクチンセンター 苫小牧事業所	苫小牧市字勇払265番地の32	可燃ごみ（食品残渣・廃 飼料）
(株)イワクラ	苫小牧市晴海町23番地の1	伐採木・流木・せん定枝・ 木くず
(株)マテック 苫小牧支店	苫小牧市字弁天504番地17	耐火金庫・業務用冷蔵冷 凍庫
JX金属苫小牧ケミカル(株)	苫小牧市字勇払152番地	薬品類